

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2017.10.23

中小型成長株ファンドーネクストジャパンー (愛称:jnext)

追加型投信／国内／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式・中小型株))	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う中小型成長株ファンドーネクストジャパンー（愛称:jnext）の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年4月21日に関東財務局長に提出しており、平成29年4月22日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社：SBIアセットマネジメント 株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第311号
設立年月日：昭和61年8月29日
資本金：4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,449億99百万円
※平成29年8月末現在

受託会社：三井住友信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBIアセットマネジメント株式会社

- ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>
- 電話番号 03-6229-0097
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、中小型成長株・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主にわが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの特色

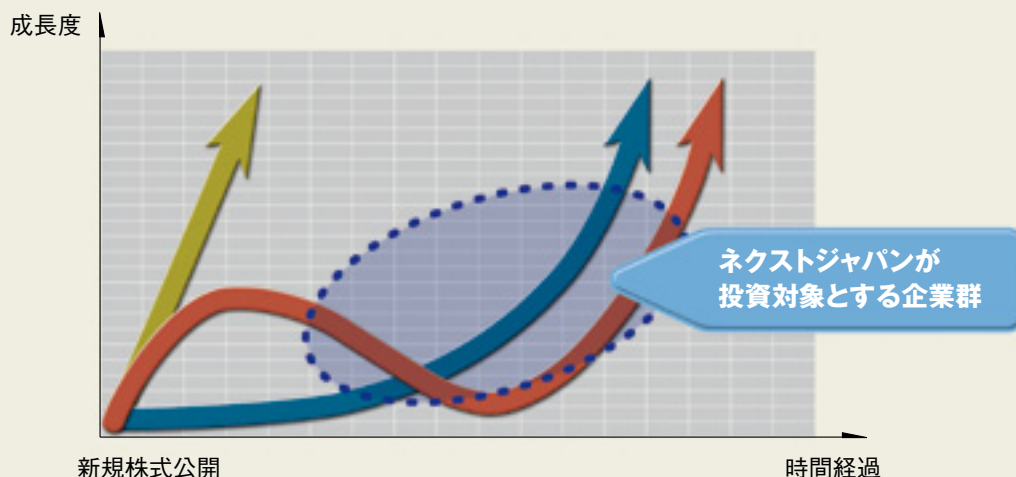
●革新的な高成長が期待される企業への厳選投資

マザーファンド受益証券への投資を通じて、現時点では何らかの理由(課題・困難)により割安な株価ではあるものの、将来への成長機会を持つ(=企業家精神溢れる)、革新的な高成長が期待される企業の株式に厳選投資します。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

【ネクスト日本の投資対象】

※イメージ図



注)企業の成長過程をイメージしたものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

企業家精神を応援
革新的高成長が期待される企業へ投資します。

中小型成長株運用に
特化した、独立系の
投資顧問会社です。

投資顧問会社:エンジェルジャパン・
アセットマネジメント株式会社
(代表取締役 宇佐美 博高氏)が投資助言します。

宇佐美 博高氏の略歴

一橋大学卒。静岡銀行、すみや電器を経て野村総合研究所入社。

ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(現ドイツ・アセット・マネジメント)等株式運用責任者を歴任後、平成14年エンジェルジャパン・アセットマネジメントを設立。助言資産1,040億円(平成29年8月末現在)。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

運用方針

●個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析（ボトムアップ調査）を行い、①中長期高成長戦略の有無・妥当性、②短期的業績の信頼性、③企業経営者の理念・志、④財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準、等を総合的に評価判断します。

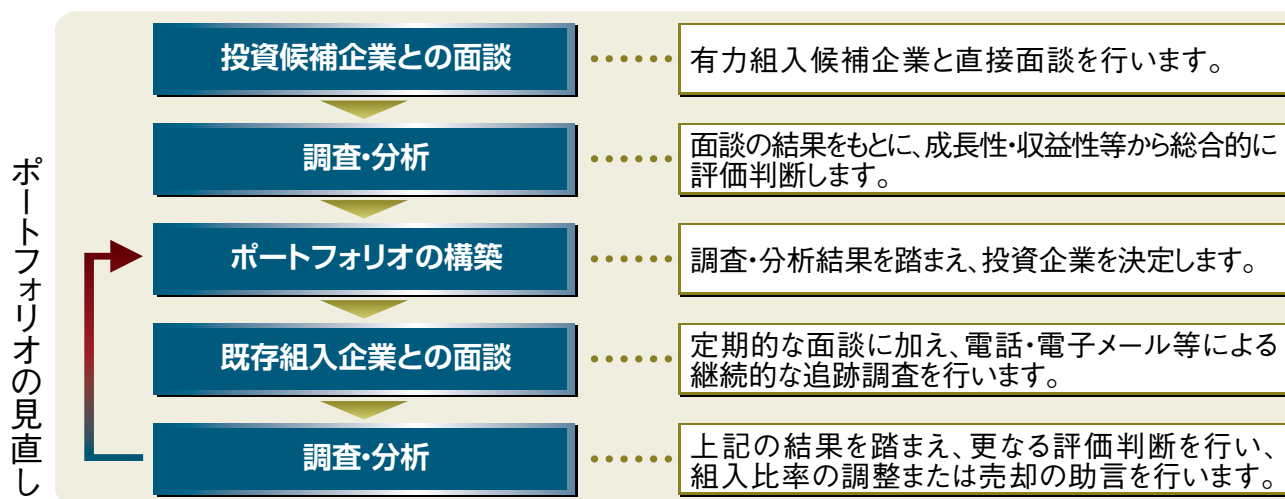
●「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、①銘柄数を限定する「銘柄分散」、②一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他1銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

ボトムアップ調査	企業群を ①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群 の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。
分散投資	「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。
情報開示	投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

＜助言銘柄選定のプロセス＞

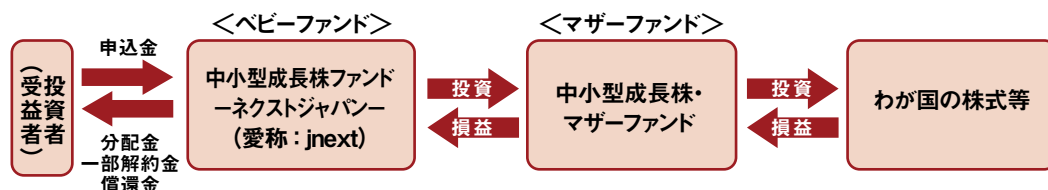
投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

投資信託証券への投資割合	マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

年1回(毎年1月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲

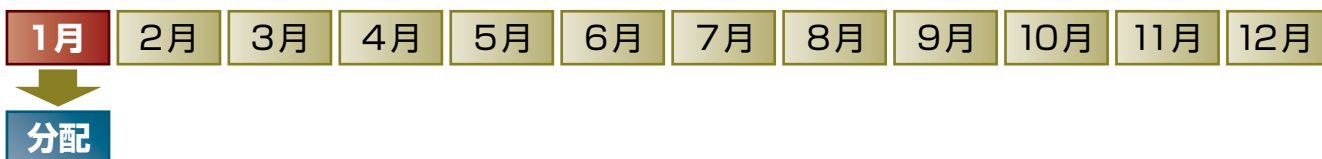
経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が下落した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

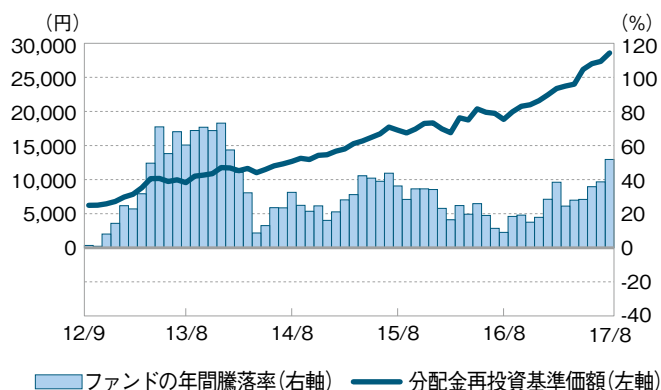
リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

参考情報

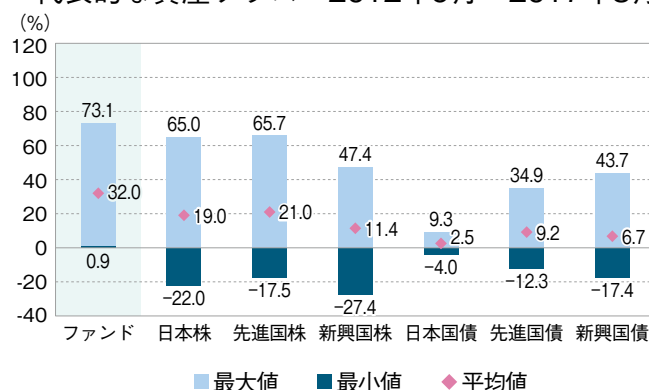
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2012年9月～2017年8月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2012年9月～2017年8月
代表的な資産クラス：2012年9月～2017年8月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…………… MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…………… MSCI エマージングマーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…………… NOMURA-BPI国債
先進国債…………… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…………… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

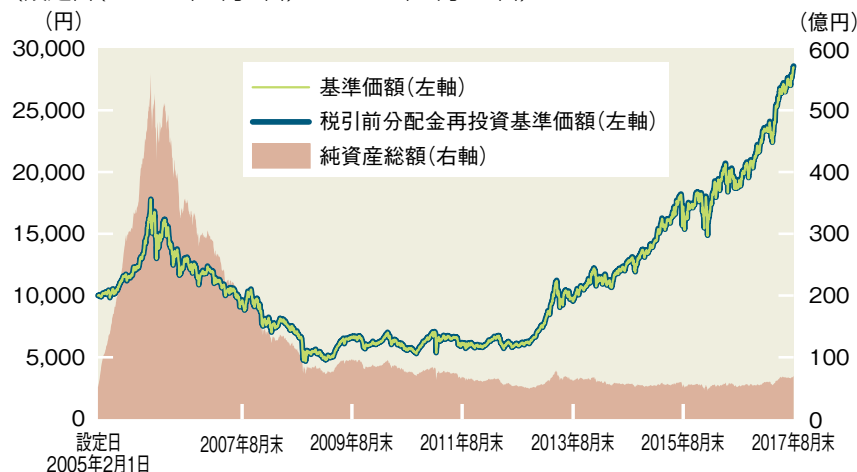
- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが開発した、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2017年8月31日)

(設定日(2005年2月1日)～2017年8月31日)



基準価額(1口当たり)	28,489円
純資産総額	69.53億円

分配の推移(1口当たり、税引前)

決算期	金額
第8期(2013年1月22日)	0円
第9期(2014年1月22日)	0円
第10期(2015年1月22日)	0円
第11期(2016年1月22日)	0円
第12期(2017年1月23日)	0円
設定来累計	50円

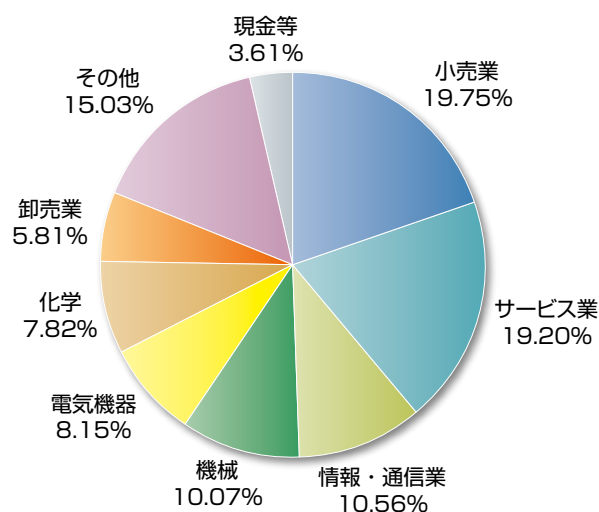
主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

《組入上位10銘柄》

	銘柄名	業 種	組入比率
1	船井総研ホールディングス	サービス業	3.86%
2	日特エンジニアリング	機械	3.85%
3	ポーラ・オルビスホールディングス	化学	3.35%
4	夢の街創造委員会	情報・通信業	3.23%
5	レーザーテック	電気機器	3.09%
6	アークランドサービスホールディングス	小売業	3.05%
7	寿スピリッツ	食料品	2.94%
8	日本エム・ディ・エム	卸売業	2.88%
9	クスリのアオキホールディングス	小売業	2.81%
10	MonotaRO	小売業	2.60%

《業種別構成比率》



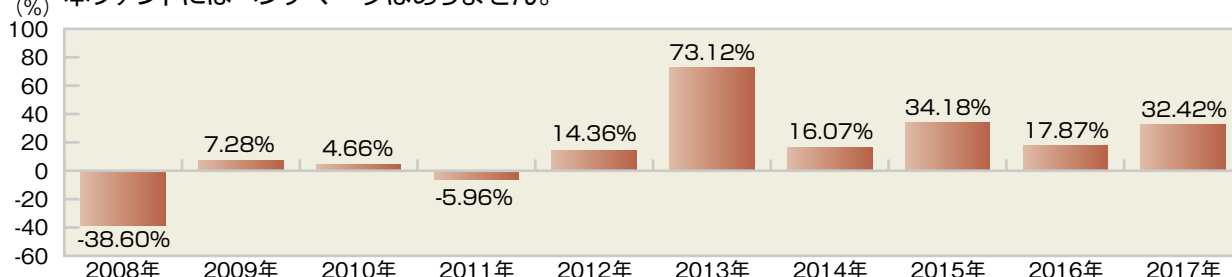
《構成比率》

マザーファンド	
国内株式	96.39%
現金等	3.61%
合計	100.00%

※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2017年は8月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1口以上1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳細は販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額となります。
購 入 代 金	原則として、購入申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳細は販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。 換金手数料はかかりません。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	平成29年4月22日(土)～平成30年4月20日(金) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日:平成17年2月1日)
繰 上 償 還	受益権の口数が10万口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎年1月22日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。



ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に 3.24%(税抜:3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。	換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.62%(税抜1.5%) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期末を含む毎月22日(22日が休業日のときは翌営業日)または信託終了のときファンドから支払われます。		
	運用管理費用(信託報酬)		年1.62% (税抜:年1.5%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額× 信託報酬率
	内訳	委託会社	年1.0152% (税抜:年0.94%) ファンドの運用、基準価額の算出、 ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.54% (税抜:年0.50%) 購入後の情報提供、運用報告書等各 種書類の送付、口座内でのファンド の管理及び事務手続き等の対価
		受託会社	年0.0648% (税抜:年0.06%) 運用財産の管理、委託会社からの 指図の実行の対価
委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。			
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から差引かれます。これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・ 上記は平成29年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。